

## 審査結果概要書

平成 24 年 7 月 3 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	串本ロイヤルホテルにおける温室効果ガス排出削減事業
排出削減事業者名	大和リゾート株式会社
排出削減共同実施事業者名	大和ハウス工業株式会社
その他関連事業者名	
事業実施場所	串本ロイヤルホテル (和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 1184-10)
事業の概要	本事業は、串本ロイヤルホテル内のヒートポンプ導入による熱源設備の更新により、A 重油の削減を図り、温室効果ガスの排出削減を行うものである。
排出削減量の計画	2011 年度： 34 tCO <sub>2</sub> /年 2012 年度： 378 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 412 tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2012 年 2 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源設備の更新

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2012年6月12日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：串本ロイヤルホテル (和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 1184-10)</p>
追加性を有すること	<p>1) <b>法的義務がないこと</b> 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) <b>設備が継続利用可能であること</b> 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備（A重油焚吸収式冷温水機）を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) <b>投資回収年数</b> 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で7.5年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) <b>追加性判断における定性要因</b> 大和ハウスグループでは環境行動計画を策定しており、本削減事業者においても重油使用量が多いことから、CO2 の年間3%削減が目標設定されている。具体的には空調熱源と給湯を中心に改修をすすめ、重油使用量の低減を推進している。国内クレジットの売却益も低炭素化に向けた環境活動の一環に有効利用していくことを目的に、本制度への参加が決定されたことを質問により確認。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存の A 重油焚吸収式冷温水機よりも高効率のヒートポンプに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業は、導入する電気式ヒートポンプは温水又は冷水の製造のために使用していることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、電気式ヒートポンプの導入を行わなかった場合、既存の A 重油焚吸収式冷温水機を継続的に利用可能であることを確認している。</p> <p>適用条件 4 については、電気式ヒートポンプにより生産した蒸気はすべて自家消費しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>
----------------------------	---

#### 4. 特記事項

なし